

災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三条タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の避難輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、要援護者及び甲が指定する傷病者（以下「要援護者等」という。）を避難場所に迅速に避難させる必要がある。そのため、輸送の協力を行うことにより、被害の軽減を図り、市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、事故等の非常の状態をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時において、要援護者等を避難場所に避難させる必要があると判断したときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）乙が保有する車両による要援護者等の輸送
- （2）その他要援護者等輸送のために必要な業務

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力を努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、避難輸送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、避難輸送協力に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第8条 乙は災害が終息した時点で、甲に対し請求書により経費の支払を請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月19日

甲 三 条 市
代表者 三条市長

乙 三条市東三条一丁目6番14号
三条市タクシー協会
会長